

2020 年度活動報告

I 相談・サポート事業

① アジアンウィメンズホットライン

相談件数（図 1、図 2）

2020 年度はのべ 637 件の相談・支援を行いました。前年度より 160 件余り少なくなりました。

当事者の関係国として、「フィリピン」が前年度比で約 80 件減少し、152 件でした。次いで 103 件の「中国」、98 件の「ベトナム」と続き、約 8 割がアジアの国々に関係する方の相談でした。全ての関係国は 18 か国となりました。年度当初に新型コロナウイルスの拡大防止のための緊急事態宣言となり、多言語相談員が事務所で待機することができなくなり、母国語で相談できる日が非常に少なくなったことが大きな要因です。中国語と英語以外の言語は事前に相談を受け都合のいい日時に調整し、多言語相談員が待機するという体制を取りました。約束の日時に多言語相談員が待機しましたが、実際には相談はありませんでした。AWC からかけてみましたが、都合が悪いとのことで相談は実現しませんでした。

一方、実数としては 157 人で前年度より 14 人の増となりました。

相談内容（表 2）

寄せられる相談は、パンデミックの影響を抜きには語れないものばかりでした。この状況を反映するかのようになり、例年になく様々な生活相談があったことが特徴的です。内容にかかわらず新型コロナウイルスにより直接の影響を与えたと考えられる相談は実数で 40 件でした。

1) パートナー間問題（表 3、表 4）

夫婦や交際相手間の問題は全体の約 3 割で、191 件寄せられ、そのほとんどが暴力の相談でした。暴力の形態は 1 つにとどまらず、様々な形で相手を支配していく構図はこれまでと変わりありません。外国籍カップルの相談がここ数年多くなっています。

外国籍カップルの相談では、DV の問題は在留資格へ直結しました。「家族滞在」者は DV のため別居・離婚した場合、次の更新が難しく日本で長期に滞在できないため、自立の道は閉ざされたに等しい困難が待っています。加害者のもとにとどまらざるを得ない女性もいました。

加害者のもとを離れて別居・離婚後に帰国を望んでも、新型コロナウイルスの影響のため、航空便がなくなったり、あるいは航空便があっても高額のため帰国ができなかったりという、さらに困難な問題を伴いました。

帰国を躊躇するのは、その国のジェンダー意識も関係します。母国では夫の

元を離れた「悪い女」というスティグマが、夫だけでなく社会全体からも押されるのです。

2) 生活・その他

パートナー間問題とほぼ同数の相談が「生活」で、190件でした。仕事がなくなったことで生活苦へ直結したという相談は、あらゆるところから寄せられました。日本の方だけでなく、留学生の困窮は特に深刻でした。また、母国へ帰れないというものの、逆に母国から生活の拠点である日本へ帰れず数か月待ってやっと入国できたものの、自主隔離のためのホテル滞在費用が生活を圧迫するというものもありました。さらに、年金、生活保護等の相談が寄せられましたが、退去を求められ居住先がなくなるという相談が例年になく多かったです。また例年通り、これまでに支援した女性たちからは次々と近況が語られました。

3) 子ども・家族

子どもを含む家族間の相談で最も多かったのは、妊娠・出産の問題でした。私費留学生は、日本で子どもを育てられる経済力がないとみなされ、子どもには「家族滞在」など中長期の在留資格が認められないことが一般的です。コロナの影響による出入国が困難なため、妊娠中の留学生は出産のために帰国することも、あるいは出産した子どもを母国の家族に預けに行くこともできませんでした。そして出産すると、「子どもの在留資格は？」、自身が持つ在留資格の活動から一定期間離れるため、当事者の在留資格の更新が難しくなるかもしれないと、必ず在留資格の問題へとつながりました。日本の方にとっても初めての出産と子育てには、多くの支援が必要です。母国とは勝手の違う外国で初めての出産、子育てを行う当事者、しかも在留資格は不安定で医療保険に加入できるのか？私たちの社会は多言語による情報や支援が不足しているのを目の当たりにしました。

また相談の中では、障がいのある子どもの教育をめぐる葛藤や、子どもとの間に入って、親子関係の調整を依頼する外国籍の方もありました。さらに、夫以外の家族の暴力により家にいられないという緊急の相談もありました。

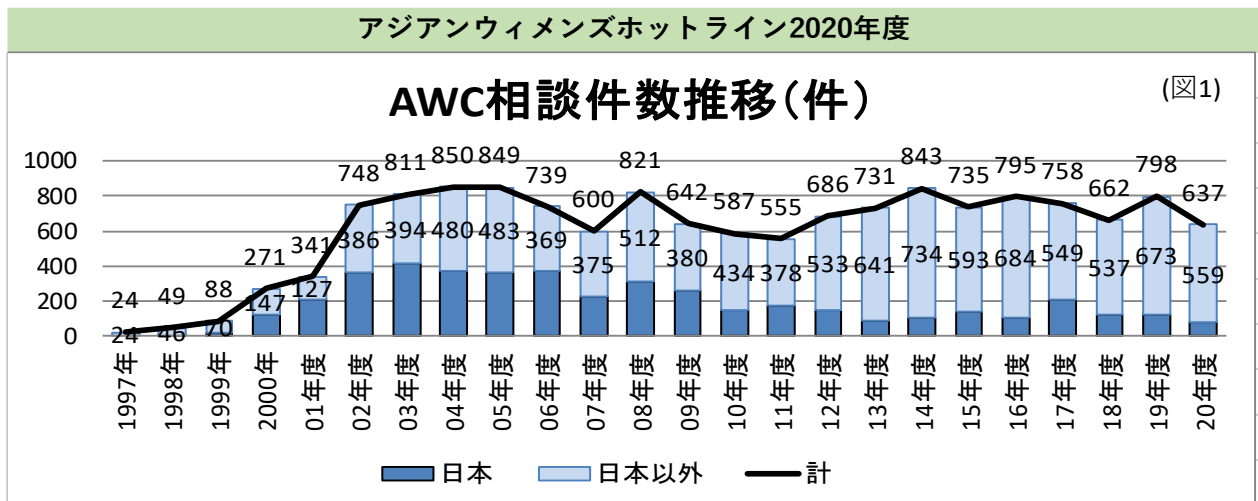
4) 入管・在留（表5）

コロナの影響は在留資格にも及びました。帰国便がキャンセルになり在留資格が切れてしまうという相談は何件もありました。在留資格更新の保証人がいない、見つからないという手続きに関する相談の他、母国大使館の利用方法についても相談が寄せられました。本年度は子どもの認知についての相談はありませんでした。

5) 労働

コロナ禍に起きたマタニティーハラスメントをはじめ、緊急事態宣言下で仕事

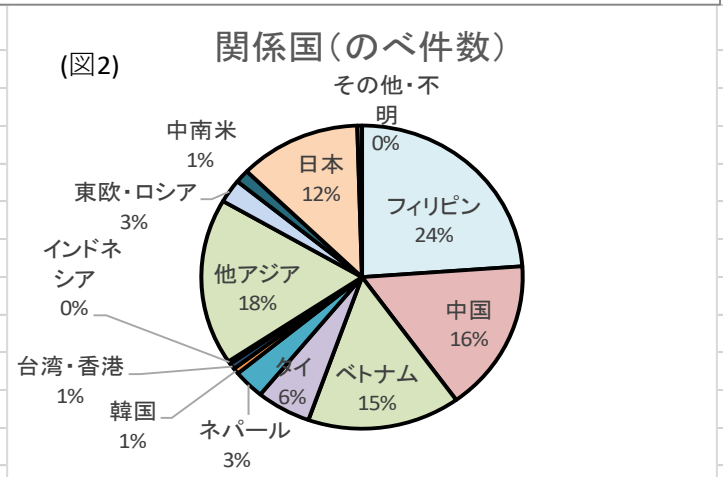
がなくなり条件の厳しい中で就職活動をしている外国籍女性について、次々と相談が寄せられました。仕事と家を同時に失うという緊迫した状況が続きました。



フィリピン	152
中国	103
ベトナム	98
タイ	35
ネパール	20
韓国	4
台湾・香港	4
インドネシア	2
他アジア	113
東欧・ロシア	16
中南米	9
日本	78
その他・不明	3
計(件)	637

暴力	171
離婚	10
結婚	1
その他	9
計(件)	191

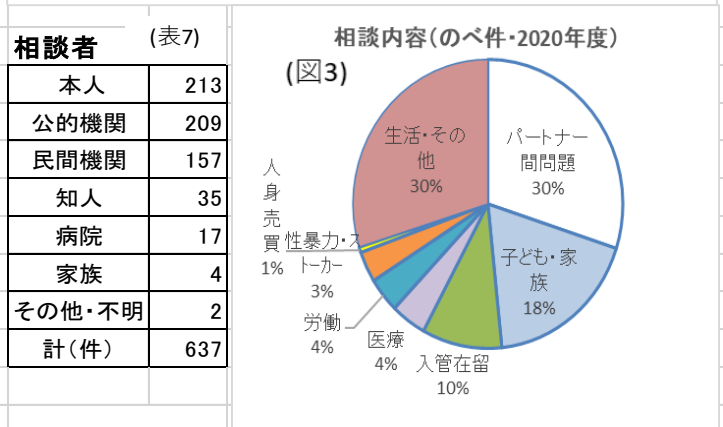
身体的	112
精神的	132
性的	3
経済的	103
社会的	80
不明	28
計(計)	458



パートナー間問題	191
子ども・家族	117
入管在留	61
医療	27
労働	25
性暴力・ストーカー	22
人身売買	4
生活・その他	190
計(件)	637

在留資格	42
国籍・戸籍	16
母国手続	3
計(件)	61

福岡都市圏	337
福岡県内	184
九州	53
九州外	41
海外	20
不明・その他	2
計(件)	637



本人	213
公的機関	209
民間機関	157
知人	35
病院	17
家族	4
その他・不明	2
計(件)	637

公的機関	378
民間機関	204
インターネット	19
口コミ・その他・不明	36
計(件)	637

電話	464
面談・同行	27
メール・手紙	91
ファクス	5
SNS	50
計(件)	637

傾聴・受容	84
情報提供	54
ケースサポート	465
緊急対応	33
その他	1
計(件)	637

地域・相談者・媒体（表 6、7、8）

8割強が「福岡県内」からの相談で、九州外からの相談は減少しました。これは九州外の長期支援ケースが落ち着いたことと、母国語で話したい、聴いてほしいという遠方からの相談が減少したことが要因です。相談者へは連絡を取り、いつでも支援ができるように AWC から状況の確認を行いました。

当事者からの相談が 100 件以上減少しました。全体の相談件数が減ったにもかかわらず、「民間機関」からの相談は増加しました。外国籍の方の相談で、在留資格によって社会資源の利用がかわるものがあり、コロナ禍でこの分野の最新かつ多くの情報を持つ民間の支援団体と共同で、支援が続いたためだと考えています。

相談者が AWC につながったのは、「公的機関」からの情報や紹介が最も多く、次いで「民間機関」でした。本年度は AWC の「情報相談カード」を見て相談したという方は 0 件でしたが、これまで公的機関にカードを配布していることで、AWC が相談事業を行っていることを知っている県内の公的機関も増えてきたのではないかと考えられます。なお、本年度はカードの新刷はできませんでした。

相談形態と対応（表 9、10）

電話相談が最も多く例年通りでした。当事者からの相談では、電話代の負担が減らせるよう AWC からかけ直して相談を聴くことをこころがけました。一方、「面談・同行」は前年度 52 件から半減しました。面談・同行先は市区町村の関係課、出入国在留管理局、ハローワーク、福祉施設、当事者宅などでした。ここ数年懸案だった新しい相談ツールとして、WAN 基金コロナ禍対策女性連帯プロジェクトの助成を得て、SNS 相談を 11 月にスタートすることができ、5 か月で 50 件相談がありました。

全体の 7 割以上ではただ情報提供に終わるのではなく、当事者、関係機関を交えた直接のサポートを行いました。そのため相談は 1 度で終わらず、その後の状況に合わせて継続して支援しました。

特に外国籍カップルの間に生まれた子どもの支援は困難を極めました。中長期の在留資格が得られなければ、医療保険に加入できないことも想定され、それは赤ちゃんの生命を脅かすことでもありました。当事者、他の民間機関の方とともに、行政の窓口と出入国在留管理局との間を行ったり来たりして手探りで支援を続け、医療保険等のさまざまな公的支援が引き続き利用できることを確認できました。

最も相談の多いフィリピンの方への言語支援ができなかったことで、やさしい日本語、第 2 外国語での対応や翻訳アプリの手を借りました。しかし込み入った状況や深刻な内容には、母国語による通訳支援が必要であることには変わりありません。

中長期に支援したのは 8 人で、全て外国籍の方でした。「緊急対応」は 33 件ありました。当事者の所在がわからず数日間心配しましたが、無事が確認できてほっと一安心できました。

フォローアップ

これまで支援した女性や母子のべ 74 組に食料、マスク、化粧品などの日用品を送ることができました。お楽しみ会は開けませんでした。家族で手作りできるようなプレゼントを工夫しました。現在抱えている問題がないか安否確認の機会ともなりました。実際に相談を続けている当事者もいます。全く連絡がなくなると、「便りのないのはよい便り」と思うこともあります。今は不安定な時代なので便りはなくてもプレゼントを送ってみる、SNS でつながってみるということを行いました。

緊急事態宣言下の当事者たちの生活はメディア報道からも想像ができたため、当事者の状況に応じて 2 回以上の食糧支援を行いました。さらに、各方面から「困っている人がいる」という情報を基に支援対象を広げ、留学生への支援を行っているベトナムの方を通じて全国の留学生へ届けられたほか、支援を通じて知り合った留学生、外国籍母子等多くの方に食糧支援を行うことができましたが、正確な人数は把握できていません。「本当に助かった」という声が届きました。

③ まとめ

三密になってしまう AWC 事務所で、工夫しながら相談電話を開けていられたことは何よりでした。独自の感染対策対応マニュアルを半年ほどかけて作り、感染者を出さなかったことも幸運でした。

在留資格によって利用できない社会制度があるため、コロナ禍の外国籍の人々を経済的にも精神的にも苦しめました。「家族滞在」、「技能実習」、「特定活動」、「技術・人文知識・国際業務」、「留学」などの方は、仕事を失っても生活保護が利用できません。私費留学生が出産した子どもは中長期の滞在ができません。夫の在留資格に依存する形の在留資格は、夫の元を離れるとその在留資格は得られないため、就労できる在留資格へ変更できなければ帰国するしかありません。

できないことばかりですが、コロナ禍だからこそ範囲を少し拡げて支援した機関がいくつもあったことには目を見張りました。当事者の代わりに現状を伝える支援者がいなければ、門前払いになる可能性もありました。だからこそこの支援機関につながってほしいと強く思います。このような時期だからこそ各現場の支援者の役割は大きく、小さくても相談業務という看板をあげている AWC も同様に、ソーシャルワークとして責任があり、それを果たしているのか自問しながら活動を続けました。

特に外国籍カップルの相談が増加するにつれて、関連国の法律や制度を調べたり、大使館に問い合わせるものの重要性を痛感しました。出身国の法律によっては、婚外子では国籍を得られない、両親とも国籍保持者でなければ国籍を認めないなどがあり、無国籍の子どもとして日本で生まれる子どもの問題は、多様な機関の支援者や法律家が関わらないと解決に至らないことを相談や研修を通して学びました。さらに、日本で生まれ育った外国籍の方は、母国語で母国の大使館に相談するのが難しい方もいるためです。

多言語 SNS 相談@AWC を始めるにあたり、これまでの通訳協力者に加え新しい人材の協力が得られました。もっと多くの方に利用してもらうため、SNS 相談の広報に努める必要があります。

アジア女性センター2020年度 活動報告

	会計・広報・会議	相談・サポート事業	言語支援事業
通年活動	事務局会議（週1） 補助金申請 助成金申請	・アジアンウィメンズホットライン ・緊急支援、ダンスセラピー、 子どもプログラム、学習支援、 ケース検討、研修、スポンジ ・委託事業	施設内日本語レッスン 通訳/翻訳プログラム
2020年6月	理事会、総会、パグアNo.91	フードドライブ（留学生他）	通年 ↓
8月	理事会		
10月	パグアNo.92		
11月	理事会	多言語 SNS 相談@AWC 開始	
12月	理事会、パグアNo.93	お楽しみボックス送付（フォローアップ）	
2021年3月	パグアNo.94	フードドライブ（フォローアップ）	

	海外支援交流事業	提言・ネットワーク事業	就労支援事業
通年活動	・フェアトレード推進 ・アジア女性の手工芸品紹介 ・バザー参加	・移住労働者とともに生きるネット ワーク九州 ・移住者と連帯する全国ネットワーク ・全国女性シェルターネット ・参画ネット（@アミカス） ・福岡 NGO ネットワーク ・人身売買禁止ネットワーク ・フラワーデモ（11日）	・カフェ事業 ・アニパニ外国語 教室 ・エンパワメント プログラム（社協 語学教室） ・カフェで語る （未開催）
2020年7月		世界女性シェルターネット 研修	通年 ↓
10月	参画ネットシンポジウム クラフト販売(24日)	参画ネットシンポジウム（24日）	
11月		あすばるフォーラム（28日）ウェブ	
12月	・留学生ソーシャルビジネス 「Revival」オンライン（12日） ・アジア女性の手工芸品販売 @アニパニ～2月まで	・大村入国管理センターとの意見交 換会（2日） ・全国女性シェルターネットシンポ ジウム（26日）	
2021年3月		・福岡入管との意見交換（書面）	